

平成 20 年 11 月 20 日

各 位

株式会社桜家住宅  
(名証二部：1413)

## 株券電子化に関するお知らせ

### **I. 株券の電子化について**

平成 21 年 1 月 5 日から上場会社は株券電子化制度へ移行し、お手元の当社株券は無効となり、すべての株主様の権利は電子的に証券会社等の口座で管理されます。これに伴い、以下のとおり各種手続のお申出先が変更となりますので、ご注意ください。

#### 1. 未支払配当金のお支払い

これまでどおり、株主名簿管理人である東京証券代行株式会社にお申し出ください。

#### 2. 住所変更・配当金受取方法の指定等

お取引の証券会社等にお申し出ください。

なお、株券電子化制度への移行までに証券会社等を通じて証券保管振替機構に株券を預託されなかった株主様の株式につきましては、当社が上記東京証券代行株式会社に口座（特別口座）を開設いたしますので、こちらがお申出先になります。ただし、お申し出を受付けることができるのは、口座開設予定日である平成 21 年 1 月 26 日からとなりますのでご了承ください。

### **II. 株券の電子化移行日前後の各種ご請求のお取扱いについて**

平成 21 年 1 月 5 日の株券電子化制度への移行に伴い、以下のご請求につきましては、次のとおりお取扱いさせていただきますのでご了承ください。

#### 1. 振替請求について

株券電子化移行後、特別口座に記録された株式を一般口座へ振替請求される場合には、平成 21 年 1 月 26 日以降、口座管理機関である東京証券代行株式会社にお申し出ください。なお、お手続きに際しましては、予め証券会社にご本人様の口座を開設してください。

以 上